

目 次

監査委員公表	ページ
随時監査結果の公表について	1

監 査 委 員 公 表

随時監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定並びに新潟県市町村総合事務組合監査基準に基づき、随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 9 日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 大 塚 昇 一

新潟県市町村総合事務組合監査委員 南 雲 正

1 監査の対象

令和元年 7 月から令和 2 年 11 月までに行われた自治会館別館空調設備改修工事（工事本体）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（担当課：人事会館課）

2 監査の実施日

令和 3 年 1 月 28 日

3 監査の着眼点

- ・法令等に適合し、正確であること
- ・最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること

4 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、担当課から提出された資料、提示のあった関係書類等の閲覧及びこれらに係る担当課の説明の聴取その他の監査手続を実施した。

5 監査結果

上記監査の対象に係る事務等が適正に行われていること及び最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。